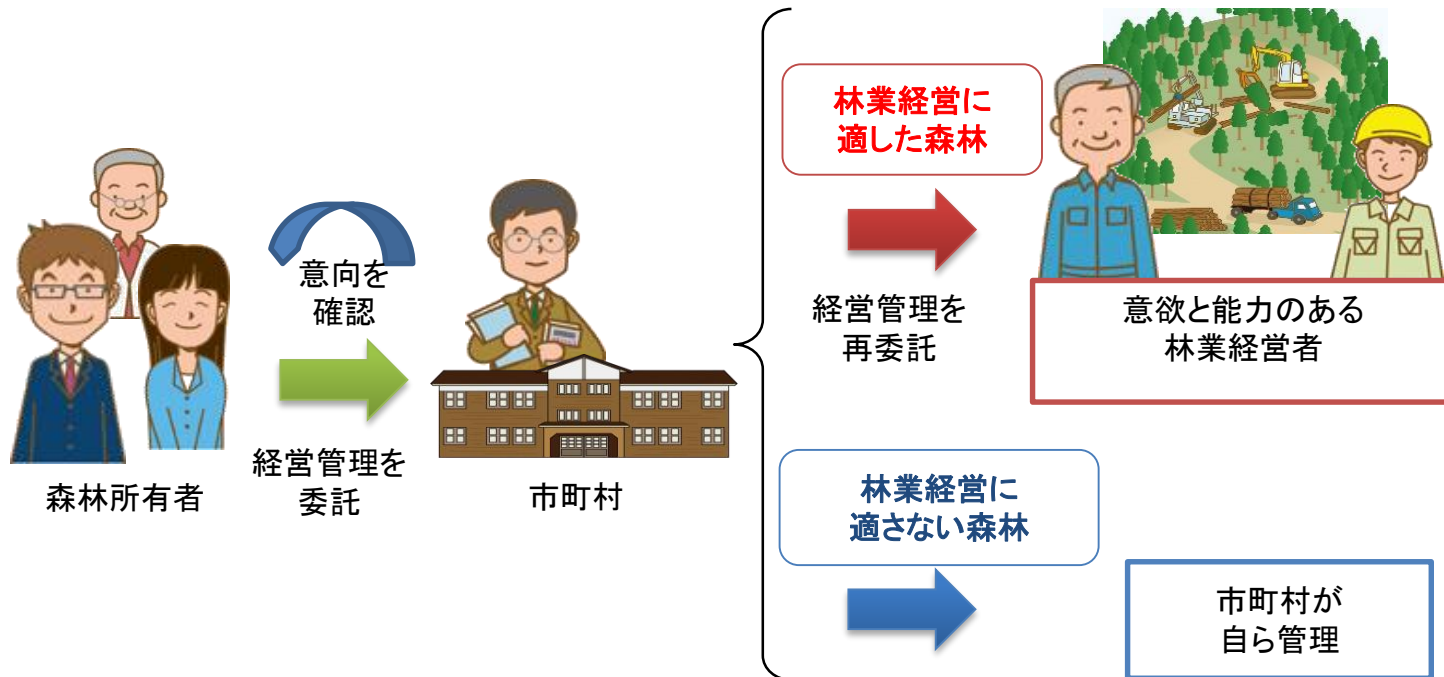


森林所有者の皆様へ

平成31年4月から新たな制度 (森林経営管理制度) がスタートします ～森林の適切な経営管理が求められます～

森林の適切な経営や管理が行われないと、土砂災害の防止や水源涵養等へ影響を及ぼすことが懸念されます。このため平成31年4月から「森林経営管理制度」がスタートし森林の適切な経営や管理を進めることとしています。



森林が適切に経営管理されていない場合、森林所有者の皆さんに意向調査を実施することとしておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

平成31年4月から新たな制度 (森林経営管理制度) がスタートします ～森林の適切な経営管理が求められます～

森林の適切な経営や管理が行われないと、土砂災害の防止や水源涵養等へ影響を及ぼすことが懸念されます。このため平成31年4月から「森林経営管理制度」がスタートし森林の適切な経営や管理を進めることとしています。

「森林経営管理制度」とは

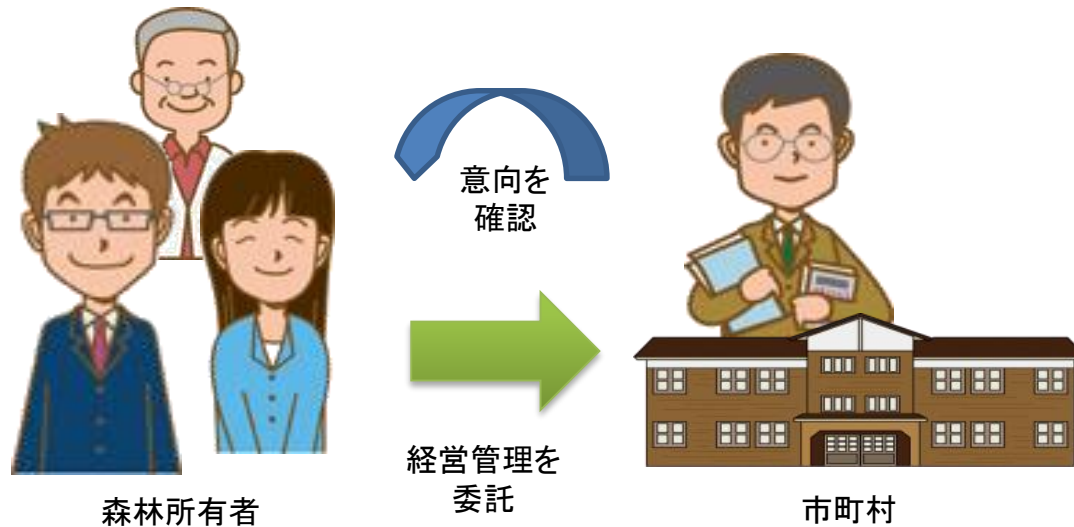
森林を適切に経営や管理していくために、

- ① 森林所有者の皆さんが、所有している森林を適切に経営や管理しなければいけないことを明確化しています。
- ② 森林が適切に経営管理されていない場合、市(町村)から森林所有者の皆さんに今後の森林の経営や管理についての意向を調査します。
- ③ 森林所有者の皆さんが自ら経営や管理を続けることが難しい場合には、市(町村)は森林所有者の皆さんとご相談をし、必要に応じ今後の経営管理の計画を定め、計画を実施するための権利を市(町村)等に設定(経営管理を委託)していただきます。
- ④ 市(町村)は、森林の経営管理を実施するため、林業経営者の方に経営を再委託するか、市町村が直接管理します。

森林所有者の皆様へ

森林所有者の皆様へ 意向調査を実施します ～適切な森林づくりに向けた取組を進めます～

適切な森林づくり(経営や管理)が行われないと、土砂災害の防止や水源涵養等へ影響を及ぼすことが懸念されます。このため平成31年4月から「森林経営管理制度」がスタートし森林の適切な経営や管理を進めることとしています。



- ① 適切な森林づくり(経営や管理)を進めるため、市(町村)から森林所有者の皆さんに森林づくりに関する意向調査を実施します
- ② 森林所有者の皆さんが自ら森林の経営や管理を続けることが難しい場合には、市は森林所有者の皆さんとご相談をし、必要に応じ今後の森林の経営や管理の計画を定めます